

情報通信行政・郵政行政審議会  
郵政行政分科会（第3回）議事録

第1 開催日時及び場所

平成21年3月2日(月) 14:00～15:15

於、第1特別会議室（8階）

第2 出席した委員（敬称略）

田尻 嗣夫（分科会長）、牛尾 陽子、梶川 融、篠塚 勝正、杉山 武彦、  
高橋 温、野並 直文、松崎 陽子、三村 優美子、米澤 康博（以上10名）

第3 出席した専門委員（敬称略）

石崎 光夫、今川 幸雄、山下 彰一（以上3名）

第4 出席した関係職員等

吉良 裕臣（郵政行政部長）、後藤 篤二（郵政行政部企画課長）、  
菊池 昌克（郵便課長）、山崎 俊巳（貯金保険課長）、  
神山 敬次（信書便事業課長）、藤江 研一（郵便課調査官）、  
永利 正統（情報流通行政局総務課課長補佐）（事務局）

第5 議題

（1）諮問事項

- ① 国際ボランティア貯金寄附金配分について【諮問第1010号】
- ② 郵便約款の変更の認可（心身障害者用低料第三種郵便の取扱方法の変更及び本人限定受取郵便のサービス内容の追加）【諮問第1011号、1012号】
- ③ 特定信書便事業の許可及び事業計画の変更の認可、信書便約款の設定及び変更の許可並びに信書便管理規程の設定及び変更の認可【諮問第1013～1015号】（非公開）

（2）報告事項

郵便約款の変更の認可（配達記録郵便の廃止及び特定記録郵便の新設）

## 開 会

○永利情報流通行政局総務課課長補佐（事務局） 定刻になりましたが、開会に先立ちまして、事務局よりご報告がございます。本日は冒頭、テレビカメラが入っておりますので、ご了承願いたいと存じます。審議に入る前には退室いただくことになっておりますので、よろしくお願いたします。それでは分科会長、よろしくお願いいたします。

○田尻分科会長 それでは、情報通信行政・郵政行政審議会郵政行政分科会第3回の会合を開催させていただきます。

本日は委員16名のうち10名が出席されておりますので、定足数を満たしております。また、本日の会議は、情報通信行政・郵政行政審議会議事規則の規定によりまして、企業機密にかかわる等の理由によりまして、一部非公開にて行わせていただきます。したがって、傍聴者の方々におかれましては、非公開とする議題が始まります前に、ご退室いただくこととなりますので、あらかじめご了解いただきたいと思います。

それでははじめに、本日は「国際ボランティア貯金」の案件の審議のため、専門委員の皆様にご足労をいただいております。石崎専門委員よりご順に、一言ずつご挨拶をいただければと存じます。

○永利情報流通行政局総務課課長補佐（事務局） ここでカメラが退出いたしますので、少々お待ちください。

（カメラ退室後再開）

○石崎専門委員 ご紹介いただきました石崎です。現在は大阪学院大学で非常勤の講師をしております。国際ボランティア貯金制度の終了に伴い、新たな展開があるやに聞いていますが、本件について後ほどお伺いできればありがたいと思っております。

○今川専門委員 関東学園大学名誉教授の今川と申します。以前外務省にありまして、その後、大学の教師を10年程勤めました。この審議会には専門委員として10年以上参加させていただいております。よろしくお願いいたします。

○山下専門委員 国際東アジア研究センターの所長の山下です。広島大学の名誉教授です。よろしくお願いいたします。

○田尻分科会長 ありがとうございます。それでは、お手元の議事次第に従いまして、議事を進めてまいります。本日予定されております案件は、諮問事項3件、報告事項1件です。まず、諮問事項から審議に移らせていただきます。

諮問第1010号「国際ボランティア貯金寄附金配分」につきまして、総務省から説明をお願いいたします。

○山崎貯金保険課長 貯金保険課長の山崎です。本日はよろしくお願いいたします。

初めに、お手元の資料の確認をいただきたいと思います。資料3-1、厚くなっておりますが、全体で5部構成になっております。3-1-1が諮問書、3-1-2が郵便貯金・簡易生命保険管理機構から総務省に上がってきた認可申請書の一式です。それから、資料3-1-3、これは1枚紙になっておりますが、後ほどご説明の際に使いたいと思っております。それから、3-1-4、これは申請の概要及び審査の結果として要約をさせていただいている資料です。それから3-1-5は、参考資料といたしまして関係条文等の参照ができるよ

うにつけてございます。それからもう一点、審議会終了後回収ということで、資料を添付させていただいておりますが、配分団体の非配分、それから非配分とする団体の一覧です。ご確認ください。

それでは、資料3-1-3「国際ボランティア貯金に係る配分団体等の認可」をご覧ください。1番の(1)をご覧ください。配分原資の状況等について表をつけてございます。19年度下期は郵政民営化がございまして、その半期分の部分について、当分科会にお諮りした経緯がございまして、昨年(18年度)の配分残は、右枠下のところにある14億1,106万円、これに返還金等が加わりまして、20年度の表の②のところですが、前年度からの寄附金繰越額等14億3,493万円となっております。この1年間は、新たな寄附金等が発生しておりませんので、④にございまして、配分原資は先ほどご説明した数字と同額となります。⑤にございまして、今回お諮りする部分は7億9,731万円の配分額となりますので、⑦にございまして、配分保留額につきましては、来年度に繰り越される配分原資としてご理解いただければと思います。

ここで、公募手続きについてご説明申し上げます。今年度は管理機構におきまして、6月30日から9月30日まで公募の手続きをとりました。その後10月から今年1月までの間に、個別の団体等の申請内容等につきまして、管理機構において審査が行われ、1月下旬に総務省に認可の申請が上がってきております。その認可の申請を受けまして、総務省が関係省庁に内容等について協議・照会した上で、本日諮問をさせていただいております。

それから、(2)配分の概要等の①の部分ですが、20年度の申請団体数は全体で111団体ございました。事業数は144事業で、総額は10億3,791万円。審査の結果、配分は109団体140事業、総額7億9,731万円となります。欄外にございまして、新規の団体は11団体となっております。続いて右の②の配分の内訳です。申請団体から上がった資料は、申請の額については費目別に分類した上で査定を行って、継続しているものについては過年度の事業の実績をさらに評価した上で配分を決定しているものです。

配分の内訳につきましては、例年同様ではございますが、アジア地域が75%と大半を占め、15カ国、111事業に及んでおります。それから事業の内容ですが、援助対象者から見た分類についていいますと、生活困窮等を中心とした基礎的生活分野に関する事業内容が多くございまして、住民一般を対象とするものが61事業、子どものために実施するものが48事業に及んでおります。具体的な内容は医療、衛生、教育が中心になっています。これらは、書類の形式審査、必要書類がすべて整っているかどうかということについて、まず審査を行います。続いて団体要件として、基礎的生活分野を中心としたものであるということの確認をいたしております。事業要件としては、旧郵便貯金利子寄附委託法第1条の目的、民間の発意に基づく開発途上にある海外の地域の住民の福祉の向上に寄与するために援助を行うということを確認しております。

それから、配分団体が守らなければならない事項を(3)に掲げております。配分金の使途の制限、実施計画の変更等についての手続き等について、それから配分金の経理等について、配分金に係るものであることを事業の内容としてしっかり表示をすること、終了後については完了の報告をしっかりといただくということ、それから不備の場合の返還の手続き等について要件を定めております。

以上をもちまして、私どもとしまして再確認的に審査をいたしましたところ、認可申請さ

れた平成20年度の国際ボランティア貯金に係る配分団体及び当該団体ごとの、配分すべき額並びに配分団体が守らなければならない事項は、その内容が郵政民営化法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の附則第21条第1項及び第22条第1項の規定に適合していること等から、これらを認可することが適当と認められるということで、当分科会でご審査いただければと存じます。

○田尻分科会長 ありがとうございます。ただいまのご説明につきまして、委員の皆様からご意見、ご質問ございましたらお伺いしたいと思います。

○山崎貯金保険課長 補足いたします。先ほど専門委員からご指摘がありましたように、国際ボランティア貯金制度は民営化とともに廃止になっております。その後、ゆうちょ銀行様で引き続きのボランティア制度のあり方について検討いたしまして、昨年10月1日よりゆうちょ銀行様のCSR事業として、新たに「ゆうちょボランティア貯金」ということで、利子の20%を寄附とする制度が開始されております。ただし、この事業はCSR事業ということで、ゆうちょ銀行様の独自の事業として、JICAを通じて、これまでと同じようなNGO団体の活動に対して配分を行いたいということで私どもは報告を受けておりますので、この機会にご報告させていただければと存じます。

○田尻分科会長 ありがとうございます。どうぞ何かご質問、ご意見ございましたら、お伺いいたします。

○石崎専門委員 冒頭でも申し上げましたが、国際ボランティア貯金制度の終了後の新たな展開、「ゆうちょボランティア貯金」について伺います。私はこれは新たな「ボランティア制度」の立ち上げと受け止めておりますが、「ゆうちょ銀行」の中に「ゆうちょボランティア基金」口座を設け、ここに集まった寄附金の運用をJICAが行うと理解しております。資金をどのNGOに対してどのような方法で、どのように配分するか等、これまで我々が議論してきたことが、今後はJICAにおいて検討され、実施される旨仄聞しております。そこで伺いたいのですが、そこに至った経緯について簡単にご説明いただければたいへんありがたいと思います。

○山崎貯金保険課長 ボランティア貯金制度が廃止されるということは、郵政民営化とともに法律の中で規定されている事項でございます。委員の皆様ご存知のことと存じますが、各NGOの皆様から、この制度については続けて欲しいという多くの声をいただいていると聞いております。また地域の中にも、海外事業を応援したという活動内容が毎年フィードバックされていて、目に見える形での国際貢献事業に居ながらにして参加できたという多くの声がございます。それらの声を受けながら、ゆうちょ銀行様において検討された結果、新たにゆうちょボランティア貯金が、昨年10月1日に開始されたと聞いております。

○今川専門委員 今のご説明はよくわかりましたが、従来のボランティア貯金がどのような評価を世界から、特にアジア等で評価を得てきたかということについて、また、子どもたちがお小遣いの中から少しずつ貯金をして、それを開発途上国で活動しているNGOにお願いするという、非常に純真な気持ちでやっていたことということについて、述べたいと思います。ゆうちょ銀行のボランティア貯金は、JICAを通すということで、JICAには私もかつていたことがありますが、ODAを扱うのが大部分であります。国民の税金からODAを行うのと、先ほど申しましたような、小さい子どもだけではありませんが、一般の方々から善意で寄せられたお金が一緒になってしまって、私は外国へ行った際にボランティア貯金の宣

伝をしてきたつもりなのですが、このような日本が誇るべき制度がなくなって、政府の大きな枠、ODAの枠の中のごく一部になってしまうという心配はありませんか。

○山崎貯金保険課長 本来はゆうちょ銀行様からご説明するのが筋でしょうが、その点について私どもが聞いている範囲におきましては、これまでのODAとは別枠で、いわゆるNGOの活動を助成するという仕組みのもとに、新たにJICA基金というものを用意されると聞いております。そのJICA基金は、郵貯の利子の寄附だけではなくて、個人の皆様、企業、法人の方のご寄附等をあわせながら、先ほど申し上げましたようなNGOの活動、どちらかというと草の根に近い活動に資金を充てられるようなスキームを提供していくと聞いておりますので、ODAのこれまでの制度とは別に運用されるのだろうと私どもは理解しております。

それからもう一点、ただ今、地域の子どもたちのお小遣いの中からという話がありましたが、これらはむしろ、今後ゆうちょ銀行様で真剣に取り組んでいただけるように、本日そういうご指摘があったことにつきまして伝えさせていただきたいということで、ご理解いただければと思います。

○今川専門委員 ありがとうございます。

○山下専門委員 これまでの国際ボランティア貯金の制度の意義ということで、特に小さい頃に自分の口座ができて、そこに預金をする。子どもたちが大人になっても貯金をするという習慣が残っていくという意義が一つあると思います。

それからもう一つは、ボランティア貯金に預けることによって、それがどう使われるかということもご両親から話を聞くと思うのですが、そのことによって、アジアやアフリカ、こういった地域への関心が少なくとも芽生えると思うのです。そういう意味でも、私どもはこの制度を守っていただきたい。次の組織で受け継がれるとしても、そういった精神、子どもに与える影響というのはぜひともご理解をいただきたいと存じます。

○田尻分科会長 ありがとうございます。他にございますか。それでは、ただいま専門委員の方々から大変貴重なご意見をちょうだいいたしました。ゆうちょ銀行におかれましては、子どもたちをはじめ、地域社会の様々な方々の思いを活かす形で、運用されるものと理解いたしておりますが、行政当局におかれましても引き続きフォローしていただくように、先ほどご発言いただきました思いを受けとめていただければと願っております。

他にご意見がないようでしたら、諮問1010号は、諮問のとおり認可することが適當である旨、答申することにさせていただきたいと思いますが、よろしゅうございますか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○田尻分科会長 それでは、そのように答申することといたします。

ここで「国際ボランティア貯金」の案件が終了いたしましたので、専門委員の皆様がご退席されますので、しばらくお待ちいただきたいと存じます。本日は当分科会にご出席いただきまして、たいへんありがとうございました。

(専門委員退席後、再開)

○田尻分科会長 それでは、次の議題ですが、諮問1011号、第1012号「郵便約款の変更の認可」、これは心身障害者用低料三種郵便の取扱方法の変更及び本人限定受取郵便のサービス内容の追加という案件ですが、これにつきまして総務省から説明をお願いいたし

ます。

○菊池郵便課長 郵便課の菊池でございます。それでは案件2件につきまして、続けて説明させていただきますと思います。

まず、資料3-2、先週末から様々新聞記事で出ておりますが、心身障害者用低料第三種郵便の取扱方法の変更について、ご説明申し上げたいと思います。

資料のつくりですが、諮問書以下がとじられているものと、横長の説明用のペーパーがあるかと思いますが、横長の説明ペーパーに沿って説明させていただきたいと思います。

まず、開いていただきますと、今回の申請の概要が載っております。変更の趣旨ですが、昨年12月26日に、当省から郵便事業株式会社に対しまして、監督上の命令を発出しております。6ページ目に命令の内容を書かせていただいております。昨年の9月から郵便事業株式会社で、この低料第三種郵便の調査を行ってきたわけですが、その結果、様々制度上の不備があるということが判明いたしました。それに対しまして、1つ目ですが、速やかに郵便約款の変更、業務マニュアルの見直し等の整備を図ること、2つ目が、これはコンプライアンスの関係ですが、社員に対する当該制度及び適正運用の重要性に係る教育の徹底を行うとともに、定められた業務手続きを遵守する体制の整備を図ること、3つ目はバスケットクローズ規定で、その他当該制度の適正運用のための必要な措置を講じること、この3点につきまして、昨年12月26日に業務上の命令を発出したものです。

1ページに戻っていただきまして、その命令を受けまして、郵便事業株式会社から郵便約款関係の変更が認可申請されたということでございます。

(2)は変更の内容です。まず問題点としまして、承認条件の具備について疑義があるような場合でも、承認を取り消すまでは引き受けの拒否ができなかったということがございました。これはおかしいと思っても引き受けなければいけないということで、事前にそういった不適正利用の防止ができていないということが、制度上の問題になってございました。今回の改正において、引受支店において必要と認めるとき、括弧内に「同時に一定通数以上差出す場合等」と書いてございますが、ここは具体的にマニュアルの中で一定通数を定めてございます。これをオープンにしますと、その通数以下で出してこられますと、これが働かなくなってしまうので、あえて書いてございませぬが、一定通数以上差し出すような場合には、有料発売条件の具備を確認できる資料の提出を義務づけます。提出していただいて、遵守ができていと認められれば、郵便物の引き受けを行います。未確認の場合には引き受けを拒否するというようになっております。これによりまして不適正利用の事前防止を図るとというのが1点目です。

2点目、お手元に順次資料を回させていただきますが、本日の新聞にも載っていた話です。広告チラシを折り畳んで、それを封筒にして送っているような事例が今回の調査で明らかになっております。広告掲載量制限は、全体の5割以下と承認条件の中で定めてございますが、今回の変更内容としましては、この広告掲載量制限の対象に封筒、外装部分も含めるという規定を設けたいということでございます。

(3)の実施時期ですが、6月1日を予定しております。3カ月ほど後となりますが、現在ご利用なさっている団体の方々もいらっしゃいますので、その方々への周知や説明の期間を3カ月ほど設けて、6月1日から施行したいという内容になってございます。

2ページ目以下が審査結果ですが、該当します審査事項はすべて適当という内容になって

ございます。4ページ目以下が参考資料で、低料第三種につきましての一連のものをまとめております。6ページ目をご覧ください。今回、郵便約款として、大きな部分の改正になってございますが、社内のマニュアルの改正も昨日までに全て終了したということで、その改正内容がマトリックスで書かれております。具体的にご説明申し上げますと、まず1番のところ、これは先ほど申しあげました有料発行割合について、8割以上となっているのですが、これを審査するための資料がマニュアル上明確でなかったということで、発売方法ごとのパターンに応じまして、どのような資料を提出いただくのかということをも明確化したというのが1番目です。

2番目、特別調査の徹底ということで、今回の不適正利用は、号外もしくは増刊号を中心に行われたということが判明しております。これまで定期調査が毎年行われていたのですが、そこでは号外と増刊号が対象から外れていたという制度上の不備がございました。今後号外や増刊号は特別調査でフォローしていきたいということです。また先ほど申しあげましたが、一定通数以上発行した場合には、資料の提出を求めることになっておりますので、そこでもチェックができるような形になってございます。

3番目は、制度上心身障害者団体としての証明書を提出して、承認を受けるという手続きになってございますが、この証明書の発行主体について、これまで何も書いてなかったということで、様々な機関から発行されているものを添付していた例があったという反省に立ちまして、発行団体の主体としましては厚生労働省及び地方団体と明記するという点です。

7ページ目、同じく証明書ですが、これまでは承認を受けるときのみ証明書を発行していたのですが、途中でフォローをしていなかったという反省に立ちまして、承認後3年ごとに証明書を発行するという点です。以上あわせて報告を受けております。

続きまして資料3-3です。本人限定受取郵便のサービス内容の追加ということで、横長の資料に基づきまして説明申し上げたいと思います。

変更の背景ですが、昨年3月1日、「犯罪による収益の移転防止に関する法律」が施行されてございます。その中で金融機関等が一定の取引を行う際に、本人確認情報の記録を行うということが義務づけられております。一方、郵便事業株式会社に現在どのようなサービスがあるのかと申し上げますと、本人限定受取郵便、これに特例型というのがございまして、この本人確認情報の方法は法律の要件を満たしていないという状況でございました。ですので、新しい法律を踏まえまして、本人確認の方法並びにその記録方法、これらにつきまして要件を満たす形で新しいサービスを提供したいということでございます。「本人限定受取郵便（特定事項伝達型）」を新設したいという内容になってございます。

2ページ目、現在の特例型は上に書いてあるものです。取扱方法のところを見ていただきたいのですが、配達前に電話連絡をいたしまして、配達時に本人の確認書類を目視確認し、そのまま渡すという取扱方法になってございます。それに対しまして、下の新しいサービス、特定事項伝達型は、配達前に電話連絡をするというところは同じなのですが、配達時に、そこに書いてございます個人情報を確認いたします。また本人確認を行った者の氏名、日時、どのようなもので確認したのか、生年月日、これを書類にしまして差出人に送り返すという工程を増やすことで、法律の要件を満たすサービスとしたいという内容になってございます。

本年の4月1日からサービスインを図りたいとのことです。また料金は、現在のサービスは100円の付加料金でやっておりますが、新しい工程が増えますので若干値上げをすると

ころではございますが、この点は経営努力、合理化によって現在の料金を据え置き、100円で提供したいという内容になってございます。

4ページ以下が審査結果の項目ですが、いずれも適当ということで、認可するのに適当ではないかと判断しているところです。以上です。

○田尻分科会長 ありがとうございます。ただいまのご説明につきまして、何かご意見、ご質問ございましたらお伺いいたします。

○牛尾委員 低料第三種郵便について、社内マニュアルの改正ということで、3年ごとに証明書を発行するとありましたが、何故3年なのでしょう。長過ぎませんか。何故毎年ではないのですか。

○菊池郵便課長 5年にしようか、3年にしようかということで、5年は長過ぎるから、3年ということで決めたということでございましたが、毎年何故やらないのかというところまでは確認してございません。

○牛尾委員 これだけ悪知恵が働く方が利用されていたわけですから、3年のうちにもしかしたら証明書が失効するかもしれない訳ですね。ということは、例えば2年間は不正ができるということです。3年は少し長いような気がします。

○菊池郵便課長 わかりました。会社には伝えます。

○三村委員 低料第三種郵便ですが、新聞報道等が正しいかどうか、正確なところはわかりかねますが、私が受けた印象といたしまして、確かに郵便事業株式会社側のチェックが甘かったとか、もう少し厳しくやるべきだというご意見がございまして、それに合わせてマニュアルが整備されるという、これは当然のことだと思います。それから、これを悪用した業者に対しては、法律違反ですから厳しい措置があるべきだということですが、もう一つ驚きましたのは、その先の一部上場企業や通販会社等である広告主の存在です。それが本当だとしたら、愕然といたします。郵便法に対する違法性等という議論になりますと、それら会社に対する措置という話にはならないのかもしれませんが、やはり社会的な道義的責任がございまして。私は通販業界とは長年おつき合いしていますが、こういうことを行うような業界ではなかったと考えております。少なくともこういう問題を発生させた、そしてそれは現場でやっていたから知らなかったということは、上の方々が言えるようなお話ではないと思います。明確に郵便制度を悪用されていたわけですので、しっかりコンプライアンスとして対応してほしいということを、業界団体等に対してメッセージとして出していただく必要があるのではないかと思います。

○田尻分科会長 ただいまの三村委員のご発言はもっともだと思いますので、ぜひ郵便事業株式会社にもお伝えいただいて、そうした会社等に、社会的責任の見地からぜひご協力をいただきたいとお伝えいただければと思います。

○菊池郵便課長 はい、わかりました。

○松崎委員 民間組織である社会福祉協議会が証明書を発行していた例があるという、これも少し調べていく必要があるのではないかと思います。社協というのは必ずしも100%の民間組織ではないので、その社協の証明を何故出せたか、何故取れたかというところも、犯罪防止という点では追跡調査を行ってほしいと思いました。

○菊池郵便課長 この案件は、厚生労働省と歩調を合わせて、様々な対策を打とうということになってございます。現に昨年、我々は承認団体につきまして、条件の遵守をお願いする

文書を発出しておりますし、また厚生労働省は、これは地方団体ですが、承認に当たってはしっかりと審査をして欲しいというお願いをしておりますので、社協の関係につきましても、厚生労働省に問題意識を伝えまして、どのような対応ができるのかということを探っていきたいと思います。

○松崎委員 今後の対応だけでなく、何故これが起こったかを追求しておかないと、網の目をくぐって何度でも同様のことが起こるような気がします。よろしく願いいたします。

○菊池郵便課長 わかりました。

○田尻分科会長 他にございますか。本件は郵政民営化論議の中でも第三種郵便、第四種郵便の継続並びにその方法については、様々国民的関心の高かった問題でもございます。したがって、今後とも行政当局におかれましては、郵便事業株式会社への指導を徹底していただきたいと思います。

それでは、他にご意見がないようでしたら、諮問第1011号、1012号は、諮問のとおり認可することが適当であると旨、答申することにさせていただきますと思いますが、よろしゅうございますか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○田尻分科会長 どうもありがとうございます。それでは、そのように答申することといたします。

それでは、次の議題に移らせていただきますが、次の信書便の案件の審議は非公開ということになっておりますので、先に報告事項を審議いたしたいと思います。

それでは「郵便約款の変更の認可」、配達記録郵便の廃止及び特定記録郵便の新設につきまして、総務省からご報告をお願いいたします。

○菊池郵便課長 それでは、資料3-7に基づきましてご説明申し上げたいと思います。

「配達記録郵便の廃止及び特定記録郵便新設」は、昨年12月5日にご答申をいただきまして、3月1日、昨日から新しく特定記録郵便がサービスインとなっております。そのご答申の際に、認可の留意事項ということで2点宿題を頂戴しておりますので、その対応状況についてご報告申し上げたいと思います。

一つめ、利用者還元施策の策定、これは郵便事業株式会社に対してでございますが、回答としまして、3つのサービス改善をしたいという報告を受けております。まず1点目、インターネットを利用した書留郵便差出票、宛名ラベルの印刷ツールの提供です。ご承知のとおり、書留郵便を出す際には窓口で差出票を書きまして、引受番号をもらって差し出すという作業が必要です。これにつきまして、インターネット上で事前に引受番号まで取得して、郵便局にすぐ差し出せるような状況にしたいというサービス改善の内容です。これは昨日、3月1日から実施しているものです。2点目、早朝配達の実施エリアの拡大ということで、これは昼間の時間帯にご在宅でないご家庭が多いということで、通常の配達時間は朝の9時からですが、それを1時間繰り上げまして、8時の配達を昨年10月から29支店で実施しております。これにつきまして、今年3月から順次エリアを拡大したいという内容が2点目です。3点目、持ち戻り郵便物等の24時間再配達自動受付のサービス提供エリアの拡大です。不在通知の再配達の申し込みは、支店に直接電話をする、自動受付のサービスのあるところは自動受付に電話をする、ホームページ上で申し込むという3つのパターンがございます。都心部にいらっしゃいますと、通常24時間受付に自動的につながりますので、

なかなか実感はないのですが、地方ですと、まだ自動受付のサービスエリアになってございませんので、直接郵便事業株式会社の支店に通じます。そうしますと、支店が閉まると電話がつながらない状況になってございます。その利便性を向上させたいということで、自動受付サービスの提供エリアを順次拡大したいということです。少し先になります。本年の10月から拡大していきたいということです。最終的には全国展開をしたいという内容になってございます。以上3点が配達記録郵便の廃止に伴います利用者還元施策ということで、報告を受けたものです。

もう一点、これは当方で受けた宿題です。3月1日のサービスインが適切かどうかをしっかりと判断しなさいという宿題です。当方が行った対応ですが、2機関にヒアリングを行っております。昨年12月12日に、クレジットカードの業界団体にどのような意向が届けられているかというヒアリングを行っております。そこでは3月1日のサービスインで問題はないということと、中小の利用者につきましても丁寧に説明をしてほしいという要望を賜っております。これは郵便事業株式会社に伝えてございます。あと同じ日ですが、金融機関の業界団体に、これはシステム関係の部署ですが、確認をしております。そこでは、システム対応について特段問題は生じていないというご回答をいただきました。

また、当方の行政相談につきましても、ご答申の後、特段サービスインについてのご要望や苦情は寄せられていないという状況もございましたので、昨年12月22日に委員の皆様にごこの状況をお伝えしまして、サービスインを3月1日でよろしいかどうか伺いました。その際特段反対のご意見がございませんので、3月1日のサービスインということで、郵便事業株式会社には回答させていただいたところです。

その他、郵便事業株式会社で行いました周知は、まとめてあるとおりで。一番下のその他の対応ですが、これは審議会の中ではご紹介しなかった激変緩和策として、郵便事業株式会社が自主的に対応したものです。例えば、パブコメでもご意見をいただきました専用封筒の流用につきまして、1年1カ月流用を容認するという内容になっております。以下、激変緩和策としまして、このような措置を講じたという報告を受けております。

○田尻分科会長 ありがとうございます。ただいまのご報告内容につきましてご質問、ご意見ございましたら、お伺いいたしたいと思っております。

○牛尾委員 早朝配達の実施エリアとして現在29支店とありますが、どのあたりにあるのかお伺いします。

○菊池郵便課長 首都圏が中心だと聞いてございます。

○田尻分科会長 他に何かございますか。これは審議会の答申に当たりまして、留意事項にしていた案件ですので、どうぞご意見ございましたら、よろしゅうございますか。

それでは、次に移らせていただきますが、次の議題の審議は審議会議事規則第9条第1項ただし書きの規定により非公開にさせていただきます。ここで恐れ入りますが、傍聴者の方々は本会議室からご退室をお願いいたしたいと存じます。

(傍聴者退室後、再開)

○田尻分科会長 それでは、諮問第1013号から1015号「特定信書便事業の許可及び事業計画の変更の認可、信書便約款の設定及び変更の認可並びに信書便管理規程の設定及び変更の認可」につきまして、総務省から説明をお願いいたします。

○神山信書便課長 信書便事業課長の神山です。お手元に資料の3-4、資料3-5、資料

3-6があると思います。その中で資料3-4が主な資料となりますので、これについて説明させていただきます。資料3-5、資料3-6については、それぞれの申請者が記載例に沿って約款及び管理規程をつくって参りましたので、そちらの説明は省略させていただきます。

資料3-4の一番初めに諮問書がついていると思います。諮問書の次に別紙1として横長の資料があると思います。これでご説明させていただきたいと思います。

別紙1を1枚めくっていただきまして、今回は新規に12者の方から許可申請が来ております。それから、2ページが一番下ですが、三重執鬼から1号役務を追加したいということで、変更認可申請が1件の、計13件来ております。

一番上の有限会社札幌こどものくに社から説明させていただきます。主な事業は教育・学習支援業でございまして、提供サービスは2号役務と3号役務です。2号役務は信書便物が差し出された時から、3時間以内に送達するサービスです。3号役務は付加価値の高い、料金の額が1,000円を超える信書便物を送達するサービスです。内容は取引のある保育園や、幼稚園の利用を主に見込んだ、慶弔用を中心とした電報類似サービスを、新たなビジネスとしてやっていきたいということです。

2番ですが、テー・エス・シー、これはトヨペットサービスセンターということで、トヨタ系の車の輸送をしている会社ですが、1号役務という、大きさが90センチ超、あるいは重量が4キロ超の信書便物を送達する役務により巡回・定期集配サービスを提供します。事業内容は、XXXXXXXXXXの関係会社の信書を扱っていくようにしたいということです。

3番、オーエーエル、これはオフィス・オートメーション・ロジスティックスの略ですが、キャノン系の会社でございまして、2番と同じく貨物運送業をやっているのですが、1号役務の巡回・定期集配サービスなどにより関係会社の信書の送達をしたいということです。

4番、株式会社コンピューターエクスプレス、これは杉並にあるコンピューター関係の会社ですが、取引先の信書などでこれまで送達できなかったものを、1号役務として送達していきたいということです。

5番、今回の一番大きな案件だと思いますのは、大手の佐川急便株式会社が入ってくるということです。貨物運送業を主として行っており、公文書の集配業務等にも将来は参入したいということです。ひとまず3号役務、1,000円超の付加価値の高いサービスを中心として、新たなビジネスモデルとしてやっていきたいということです。具体的には保険証券等の送達をしていきたいとのことで、インターネット等で顧客が損害保険等を申し込んだ際、その保険証券を、これまでは信書ですから運べなかったわけですが、送達とあわせて代金引換を行うサービスを考えているということで、今回申請されております。また保険証券だけではなくて、旅行会社関係の旅行企画書等の送達も行いたいということです。

6番は氷上急行運輸倉庫株式会社で、貨物運送事業者ですが、XXXXXXXXXXの公文書集配業務を目指していきたいということです。

7番は株式会社あしすと阪急です。主な事業はビルメンテナンス業で、阪急グループの会社ですが、21名の障害者の方を雇っておられる、いわゆる特例子会社とのことです。これも2号役務ということで、3時間以内で阪急グループの会社間を歩いて、信書を届けていきたいということです。知的障害者に健常者の方がついて配送をすると、そういったビジネスモデルを考えていらっしゃるということです。

次の8番ですが、株式会社デリバリーサービス、これは貨物運送事業者ですが、  
の公文書集配業務等への参入を目指していきたいということです。

9番の豊能運送株式会社、これはダイハツ関係の子会社です。これも  
関係会社間の信書の送達をしていきたいということです。

10番、株式会社スガイ運輸、  
の公文書集配業務等への参入を目指していきたいということです。

11番は佐賀県の特定非営利活動法人つくしのさと、12番は特定非営利活動法人NPO  
わかばです。ともに障害者福祉事業として、障害者の自立のための授産業務、リサイクル品  
の加工や手芸品の製造等々をやっているのですが、その本来業務に加えまして、  
の公文書の集配業務への参入を目指して、今回申請をするとのこと。これもやはり  
知的障害者の方に健常者の方がついて配送するというサービスです。

その下の事業計画の変更ですが、三重執鬼株式会社、これは貨物運送事業者で、これまで  
2号役務のみで許可を取得していたのですが、取引先の会社の信書便の巡回サービス等を行  
いたいということで、1号役務の追加を申請されております。以上が簡単な概要です。

3ページ以降に事業者の申請内容が具体的に書いてありますが、これは多少省略して説明  
させていただきます。3ページは引受けや配達の方法がどのような形で行われるかについて  
ですが、引受けは巡回先まで行く、あるいは利用者の指定の場所まで行く、営業所に持って  
きていただくといったことが中心であり、配達は、差出人の指図により対面交付をしたり、  
郵便受け箱等に投函するという内容です。

4ページですが、信書便物の取扱見込み及び配送体制ということで、それぞれどのような  
提供区域なのか、取扱見込み、配送員、配送車両はどのようなのか、あるいは行政庁の許可を受  
けているのかということを一覧表にしております。例えば5番の佐川急便について特にご説  
明させていただきますと、佐川急便は信書便物の配送業務の利用見込通数を月に  
通程度  
とみておりまして、配送員や配送車両は、佐川急便の  
配送員、あるいは配送車両を使って  
でやっていくとのこと。幹線輸送の一部については委託をするということです。こ  
ういった体制でやっていく、また、必要な行政庁の許可を受けていると、こういった形です。  
その他の事業者の説明は省略させていただきます。

今回6ページの4番に3時間審査について記載しております。これは2号役務について、  
本当に3時間以内で届けられるのかということ審査するというのがございまして、例え  
ば7番の株式会社あしすと阪急ですが、その提供区域の中で最長経路と思われるものが7キ  
ロであるとのこと。通常は自動車や自転車が多いのですが、これが初めてだったと思  
いますが、あしすと阪急は主に徒歩で配送を行うということです。

その次のaとb、aが引受等の所要時間、bが最長時間経路を実際に歩く時間、このaとb  
を足した合計が180分以内になっているかということ、私どもで調べております。その  
際、引受等の時間は1カ所当たり5分として、実際に申請者に最長時間経路を走って  
いただきます。それを確かめるために、ATISという警察関係等から寄せられた交通情報をイン  
ターネット向けに提供しているサービスがございまして、これで私どももシステム上はか  
つてみるということをいたします。それで、どちらとも180分は超えていないということ  
であれば、適正とみなすわけですが、徒歩の場合はATISが利用できませんので、注3に  
ありますように、近畿総合通信局の者が実際に同行いたしまして確認をしたところ、108分

だったということです。他の申請者の交通手段は、軽四輪自動車です。2号役務についてはこの4者です。

それから5番ですが、事業収支の見積りということで、信書便事業の収入や支出を、収入については利用見込額等を主に出して、支出はそれぞれの比率を掛けて、実際に利益が出るのかというのを初年度、翌年度について算出していただきます。例えば5番の佐川急便は3月21日始まりのようですが、初年度、翌年度共に、全体営業利益を見れば■■■■円と大きいのですが、信書便としましても収入で■■■■円、支出でも■■■■円、何とか営業利益が上がるような形でやっていきたいということです。

他の会社につきましても、信書便事業の収支を赤字で予測して出してきたところではございませんので、説明は省略させていただきます。

9ページですが、事業開始にかかる資金の見積りの算出が適切かという審査がございます。これも佐川急便の例でいいますと、純資産の額は■■■■円あり、事業開始に要する資金は■■■■円です。注2に書いてありますが、どのような額を計上するのかということ、車両等を買うのであれば車両等の取得価格、リースであればリース料、場所を借りるのであれば賃借料の1年分、人件費であれば2カ月分等々の事業開始に係る費用が、本当に賄えるのかということ審査するわけでございまして、■■■■円は純資産も潤沢にございますので、■■■■で賄えるということです。

他の会社におきましても、純資産がマイナスのところはございませんので、それなりに開始に要する資金も調達できるのかなと思っております。以上です。

次のページからは参考資料でございまして、12ページですが、全体で特定信書便事業者は何者になるかといいますと、一般信書便事業者はゼロですが、特定信書便事業者が12者追加になりまして、太枠で囲ったところとおおり、計286者ということになります。

次のページは、ご参考までにどんな業者がいるかということを一覧表にさせていただきました。朱書のところは今回新しく追加したところです。

いずれにつきましても、審査した結果、事務局としては許可、認可するのに適当だと思しますので、この分科会でご審査をいただければと思います。先ほど言いましたように、それ以外の約款及び管理規程は、各申請者業者が記載例に沿って出しておりますので、説明は省略させていただきます。

○田尻分科会長 ありがとうございます。ただいまのご説明につきまして、ご意見、ご質問ございましたら、ご発言いただければと存じます。

○高橋委員 4ページの佐川急便さんの5番の提供区域ですが、全国（離島を除く。また、沖縄県は引受地及び配達地が沖縄県内に限る。）という、これはどういう意味ですか。

○神山信書便課長 全国で提供したいのだが、まだ体制が整ってないので、本土から沖縄県までは配達できませんという意味のことです。

○高橋委員 離島はわかるのですが、沖縄県は引受地及び配達地が沖縄県内に限るというのはどういうことですか。

○神山信書便課長 例えば埼玉であれば埼玉で引き受けたものを北海道に持っていくとか、そのようなことができますが、沖縄県は閉じた移動という制約がかかるということです。

○高橋委員 引受地と配達地が同じ、沖縄県内の移動だけを引き受けるということですか。

○神山信書便課長 沖縄県は沖縄県内のみで配達をさせていただきたい、他県については外

にも出ていきますということだと存じます。わかりにくくて申し訳ございません。

○篠塚委員 1番の札幌こどものくに社は、主な事業が教育・学習支援業とございますが、それと電報類似サービスはたいへん離れた感じがするのですが、特に問題ないのでしょうか。

○神山信書便課長 主な事業が例えば興信所や、そういった類のところになると、信書の秘密等の関係で審査も厳格にするということはあるかもしれませんが、教育・学習支援業についていえば、過去にも例がございまして、特に問題はないかと思えます。

○篠塚委員 そうですか。それに関連してなのですが、1番と3番について、取扱見込みが1番は月通、3番が月通ですね。それに対して、まずで人数の規模が人と人、あるいは台と台で格段に違うということが一つと、もう一点、事業収入を拝見しますと1番と3番で格段に違うのですが、特殊な要因があるのでしょうか。同程度の事業規模に対してギャップがあり過ぎるように思ったのですが、このあたり特に問題ないのでしょうか。

○神山信書便課長 札幌こどものくに社は配送の一部を委託させるということですので、そちらの割合が多いのかなと思います。収入は、これも確かに1通当たりの価格をどのように設定するかということだと思いますので、この辺りも申請者でこれだけですと申請されれば、こちらとしては明らかに間違いでない限りそのとおりに思うしかないと思います。事業収入の差については、オーエーエルは巡回のコースもございまして、3号役務の利用見込通数から算出した収入と1号役務の巡回の月額料金から算出した収入の合計ということで大きくなるのだと思います。

○篠塚委員 審査を疑っているのではありません。常識的に、同程度の事業規模においてギャップがあり過ぎるように思いますので、少しその辺りをお伺いしたかったのです。

○信書便事業課 少し補足的に追加させていただきます。札幌こどものくに社は、こちらは貨物運送業をもともと営んでおりません。新たに軽自動車を購入いたしまして、営業を担当している1名の方が兼務で電報類似業務を行うというものです。オーエーエルは、こちらは既に貨物運送業を行っておりまして、車両及び配送員等をすべて備えている事業者で、既にある人的資源を使いまして、信書便事業を行うというものです。それから、収支は先ほど課長から申し上げたとおり、巡回便の収入がかなり見込めるということで、このようになっております。

○篠塚委員 ありがとうございます。

○神山信書便課長 ところで、一言補足させていただきますと、大手の運送事業者としましては、これで佐川急便が許可ということになれば、ヤマト運輸以外、西濃、日通等全てが特定信書便事業に参入されるという形になるかと思えます。

○田尻分科会長 よろしゅうございますか。それでは、特にないようでしたら、諮問第1013号から1015号は、諮問のとおり許可及び認可することが適当である旨、答申することにさせていただきますと思いますが、よろしゅうございますか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○田尻分科会長 ありがとうございます。それでは、そのように答申することといたします。

以上で本日の予定されております議題は終了いたしました。委員の皆様から、何かご発言ございましたらご遠慮なくどうぞ。よろしいですか。

事務局から何かご連絡ございますか。よろしいですか。

それでは、本日の会議はこれをもって終了させていただきます。次回の日程は、別途確定しました時点で事務局からご連絡を差し上げますので、よろしくお願いいたします。

以上で閉会とさせていただきます。ありがとうございました。

閉 会